○障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者の認証の技術的基準(平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示第 599 号)

(下線部分は改正部分)

改正後

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物についての生産行程管理者の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関 (以下"認証機関"という。) が日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者(生産業者又は加工業者に限る。以下"生産行程管理者等"という。)の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求 事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0010 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0010 による。

<u>3.1</u>

生産業者

JAS 0010 の $\underline{4.1}$ に従ってノウフク生鮮食品生産を行う者又は $\underline{JAS 0010}$ の $\underline{4.3}$ に従ってノウフク観賞用の植物の生産を行う者

注釈1 生産業者とは、具体的には次のとおりとする。

a)~d) (略)

3.2

加工業者

JAS 0010 の 4.2 に従ってノウフク加工食品の製造又は加工を行う者

4 生産行程の管理又は把握の実施方法

4.1 生産行程管理責任者の職務

4.3 b)に規定する生産行程管理責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。

a) 生産行程の管理 [外注管理(管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。) を含む。以下同じ。] 又は把握(農業及び地域に対する活動,障害者の賃金・工賃向上の活動を含む。) に関する計画の立案及び推進

注記 農業及び地域に対する活動には、荒廃農地の発生防止及び解消、農林水産業の新たな労働力の創出等が含まれる。また<u>障害者の賃金・工賃向上の活動には</u>、障害者の就業機会拡大、障害者の一般雇用等が含まれる。

b)~f) (略)

改正前

障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準を規定する。

(新設)

|<u>2</u> 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次による。

<u>2.1</u>

生産業者

JAS 0010 の <u>3.1</u> に従って <u>JAS 0010 の 2.5 に規定する</u>ノウフク生鮮食品の生産を行う者。

注記 生産業者とは、具体的には次のとおりとする。

a)~d) (略)

2.2

加工業者

JAS 0010 の 3.2 に従って JAS 0010 の 2.6 に規定するノウフク加工食品の製造又は加工を行う者。

3 生産行程の管理又は把握の実施方法

3.1 生産行程管理責任者の職務

3.4 b)に規定する生産行程管理責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。

a) 生産行程の管理 [外注管理(管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。) を含む。以下同じ。] 又は把握(農業及び地域に対する活動,障害者の賃金・工賃向上の活動を含む。) に関する計画の立案及び推進

注記 農業及び地域に対する活動には、荒廃農地の発生防止及び解消、農林水産業の新たな労働力の創出等が含まれる。また、障害者の賃金・工賃向上の活動には、障害者の就業機会拡大、障害者の一般雇用等が含まれる。

b)∼f) (略)

4.2 内部規程

4.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、 \mathbf{a})~ \mathbf{c}) $\underline{\mathbf{b}}$ 0 \mathbf{c} 0 \mathbf{b} 0 \mathbf{c} 1 \mathbf{c} 1 \mathbf{c} 2 \mathbf{c} 3 \mathbf{c} 3 \mathbf{c} 4 \mathbf{c} 6 \mathbf{c} 6 \mathbf{c} 6 \mathbf{c} 7 \mathbf{c} 7 \mathbf{c} 7 \mathbf{c} 7 \mathbf{c} 7 \mathbf{c} 8 \mathbf{c} 9 \mathbf{c}

- a) (略
- b) JAS 0010 の 4.1 a)又は 4.3 a)に規定する障害者が携わる生産行程に関する事項
- c) JAS 0010 の 4.1 b)又は 4.3 b)に規定する生産行程の回答に関する事項
- **d)** (略)
- e) JAS 0010 の 4.2 に規定する原材料の使用及び区分管理に関する事項
- f) JAS 0010 の箇条 5 に規定する表示に関する事項
- g) 障害者が作業しやすい環境の創出に関する事項(<u>箇条5</u>参照)
- h)~l) (略)
- m) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項
- n) (略)

<u>4.2.2</u> • <u>4.2.3</u> (略)

(削る。)

4.3 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) 生産行程管理担当者 生産行程管理担当者として、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用 <u>の植物の生産行程の管理又は把握</u>に関する知識を有する者が1人以上(生産行程管理者等が複数 の生産又は製造若しくは加工に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設 の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上)置かれ ていなければならない。
- b) 生産行程管理責任者 生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から<u>認証機関が指定する講習会(以下"講習会"という。)において障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が</u>1人選任されていなければならない。
- 5 (略)

6 表示

JAS 0010 の箇条 5 に従って表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

3.2 内部規程

3.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、 \mathbf{a})~ \mathbf{c})については、生産業者、 \mathbf{e})については、加工業者に限り、 \mathbf{d})については、自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料とする場合を除く。

- a) (略)
- b) JAS 0010 の 3.1 a)に規定する障害者が携わる生産行程に関する事項
- c) JAS 0010 の 3.1 b)に規定する生産行程の回答に関する事項
- d) (略)
- e) JAS 0010 の 3.2 に規定する原材料の使用及び区分管理に関する事項
- f) JAS 0010 の箇条 4 に規定する表示に関する事項
- g) 障害者が作業しやすい環境の創出に関する事項(箇条4参照)

h)~l) (略)

- m) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関<u>(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以</u>下同じ。) への通知に関する事項
- n) (略)

3.2.2 • 3.2.3 (略)

3.3 記録等の管理

箇条 6 に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、生産業者にあっては JAS 0010 の 2.5 に規定するノウフク生鮮食品を出荷してから少なくとも 1 年間(出荷したノウフク生鮮食品が JAS 0010 の 2.6 に規定するノウフク加工食品の原材料となることが明らかな場合であって、当該加工食品が消費されるまで通常要すると見込まれる期間が 1 年間を超える場合はその期間),加工業者にあっては JAS 0010 の 2.6 に規定するノウフク加工食品を出荷してから少なくとも 3 年間保存しなければならない。

3.4 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) 生産行程管理担当者 生産行程管理担当者として、障害者が生産行程に携わった食品の生産行程管理に関する知識を有する者が1人以上(生産行程管理者又は外国生産行程管理者が複数の生産又は製造若しくは加工に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上)置かれていなければならない。
- **b) 生産行程管理責任者** 生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から1人選任されていなければならない。
- 4 (略)

5 表示

JAS 0010 の箇条 4 に従って表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

7 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存

7.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成

次の事項を記録し<u>、保存</u>しなければならない。ただし、 \mathbf{a})及び \mathbf{b})に<u>あっては</u>、生産業者、 \mathbf{c})にあって は、自ら生産していないノウフク生鮮食品を原材料としてノウフク加工食品を製造する加工業者、 \mathbf{d}) にあっては、加工業者に限る。

- a) 障害者が携わった生産行程に関する事項 [JAS 0010 の 4.1 a)又は 4.3 a)参照]
- b) 生産行程の回答 [JAS 0010 の 4.1 b)又は 4.3 b)参照]
- c) 受け入れた原材料の格付の表示の確認に関する事項「JAS 0010 の 4.2 a)参照]
- d) 原材料の使用及び区分管理に関する事項(JAS 0010 の 4.2 参照)
- e) 表示に関する事項(**箇条6**参照)

f)~i) (略)

7.2 生産行程の管理又は把握に係る記録等の保存

7.2.1 7.1 の a)~e)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、生産業者にあってはノウフク生鮮食品 又はノウフク観賞用の植物を出荷してから2年間(出荷したノウフク生鮮食品がノウフク加工食品の 原材料となることが明らかな場合であって、当該加工食品が消費されるまで通常要すると見込まれる 期間が2年間を超える場合はその期間)、加工業者にあってはノウフク加工食品を出荷してから3年 間保存しなければならない。

7.2.2 7.1 の $\hat{\mathbf{n}}$ ~ $\hat{\mathbf{i}}$ ~ $\hat{\mathbf{i}}$ 0の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から 2 年間保存しなければならない。

8 格付の組織及び実施方法

8.1 · 8.2 (略)

8.3 格付業務の管理

8.3.1 (略)

8.3.2 生産業者にあっては、ノウフク生鮮食品又はノウフク観賞用の植物の出荷後、出荷された荷口に係る障害者が携わった生産行程について外部からの<u>間合せ</u>に応じて回答ができなくなった場合は、当該荷口を受け渡した加工業者その他の取扱業者へその事実を伝達し、当該荷口又は当該荷口を原材料として使用したノウフク加工食品の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。

8.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) 格付担当者 格付を担当する者として、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者であって、講習会において障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の格付に関する課程を修了したものが1人以上(生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上)置かれていなければならない。
- **b)** (略)

6 記録の作成

(新設)

次の事項を記録し、保持しなければならない。ただし、 \mathbf{a})及び \mathbf{b})については、生産業者、 \mathbf{d})については、加工業者に限り、 \mathbf{c})については、自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料とする場合を除く。

- a) 障害者が携わった生産行程に関する事項 [JAS 0010 の 3.1 a)参照]
- b) 生産行程の回答「JAS 0010 の 3.1 b)参照]
- c) 受け入れた原材料の格付の表示の確認に関する事項「JAS 0010 の 3.2 a)参照]
- d) 原材料の使用及び区分管理に関する事項 [JAS 0010 の 3.2 参照]
- e) 表示に関する事項(箇条5参照)

f)~i) (略)

(新設)

7 格付の組織及び実施方法

<u>7.1 ・ 7.2</u> (略)

7.3 格付業務の管理

7.3.1 (略)

7.3.2 生産業者にあっては、ノウフク生鮮食品の出荷後、出荷された荷口に係る障害者が携わった生産行程について外部からの<u>問い合わせ</u>に応じて回答ができなくなった場合は、当該荷口を受け渡した加工業者その他の取扱業者へその事実を伝達し、当該荷口<u>及び</u>当該荷口を原材料として使用したノウフク加工食品の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。

7.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) 格付担当者 格付を担当する者として、障害者が生産行程に携わった食品の生産行程管理及び格付の実施方法に関する知識を有する者が1人以上(当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上)置かれていなければならない。
- **b**) (略)